

番号：151145

国名：バングラデシュ

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：地方都市行政能力強化プロジェクト【有償勤定技術支援】 中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月中旬～3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 0.50M/M、合計 1.05M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点

(計100点)

類似業務	ガバナンスもしくは地方行政分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。

6. 業務の背景

バングラデシュの行政区分は上位レベルから、管区（ディビジョン）、県（ディストリクト）、郡（ウポジラ）、ユニオンとなっている。地方自治体は、農村部では県以下の行政区分に県評議会、郡評議会、ユニオン評議会があり、また、地方の都市部（以下、都市部）は人口や税収の規模に応じて県・郡に跨る規模の中核都市（シティ・コーポレーション）と郡・ユニオンに跨る規模の地方都市（ポルショバ）に区分され、それぞれ市庁が存在する。

全地方自治体に共通する根本的課題は、法律で定められた機能に比し、必要なリソース（資金と人員）が不足しており、行政サービスや開発事業の運営に係る実施体制が十分に構築されていないことである。中央政府による地方自治体への交付金は国家開発予算の5%に過ぎず、地方自治体の財源も限定されている。自己歳入レベルも低いことから、結果として人員も増強できず、資金不足と合わせて、地方自治体が定められた機能を果たせない状況にある。また、資金・人員の不足と同様に重要な課題は、地方自治体の長（議長あるいは市長）、議員、行政官の個人及び組織としての能力の不足である。選挙で選出された地方自治体の長と議員は、地方自治体の役割や関係者各自の役割にかかる法律や規則、行政の在り方等を理解していない場合も少なくない。

行政官についても地方自治体の運営に必要な知識や技術が不足している。これらの課題については、農村部と比較しより多くの機能を担う都市部の地方自治体（以下、都市部自治体）において深刻化している。近年の急速な経済発展に伴う地方の都市化により、都市部においては、住環境の悪化、居住区及び交通網の無秩序な拡大、公共サービスの提供不足などの問題が顕在化し、全国の貧困率が減少する一方で、都市部の貧困者数は増加傾向にある。また、都市部では中央政府によるサービス提供が限定され、給水や廃棄物管理といった住民の生活に不可欠なサービスの提供、都市計画の策定、域内のインフラの整備などの重要な機能を都市部自治体が担うことになっているが、多くの都市部自治体でそれら機能が遂行できていない。また、人的及び組織としての能力についても都市部自治体は自治体運営にあたり様々な知識・技術が求められるが、研修機会は乏しく、資金・人員の不足も大きく影響して非効率的な自治体運営と場当たりのサービス提供が恒常化している。

バングラデシュ政府の長期開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」（以下「Perspective Plan」）では、優先分野の一つである「健全なインフラストラクチャーの整備」にて都市化対応を行うとしており、それに関連した具体的目標の一つに「都市ガバナンス強化」を掲げると共に具体的な政策ターゲットの一つを「権限と機能の地方分権化の促進」としている。また、都市化に係る目標達成に向けた戦略として、分権化と自治体改革、関係機関の役割の明確化、効果的都市ガバナンスの実現を目指すとしている。また、Perspective Planの前期をカバーする実施計画「第6次5か年計画2011-2015」では、都市化対策として都市間のより均衡のとれた成長に力点を置き、新しい都市部自治体の設立、財政的自治権の強化、土地管理の改善、分野横断的な都市計画システムの導入等、分権化を進める方針が示されると共に、そのための戦略の中で制度改革と分権化、計画・実施・モニタリングへの市民社会の参加、関係者の能力強化を通じたシティ・ガバナンスの改善といった行政能力強化策が含まれている。

バングラデシュ政府は上記計画に加え、急速な都市化に対応するために2011年に「国家都市セクター政策（National Urban Sector Policy）」案を策定し、第6次5か年計画期間中の政府承認を目指している。同政策案では、持続的な都市化及び分権的で参加型の都市開発プロセス、を将来のビジョンに据え、インフラ整備による経済発展の促進や都市環境保全等に加え、権限や資金の地方自治体への移譲、住民参加の促進等をベースとした都市部自治体の強化を狙っている。また、バングラデシュ政府は小規模地方都市の行政能力の向上・基礎的な都市インフラの整備及びその周辺地域のインフラ整備を含めた総合的な開発を行うため、有償資金協力「バングラデシュ北部総合開発事業」の検討要請を2012年11月に日本政府に提出し、JICAは2013年3月に本事業の借款契約を締結した。

かかる状況の下、バングラデシュ国地方自治農村開発共同組合省地方自治担当総局（LGD）は、我が国の有償資金協力事業の円滑な実施促進と効果発現と共に地方都市（ポルショバ）の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを要請し、これを受けてJICAは2013年6月に詳細計画策定調

査を実施した。この結果を踏まえ、本事業は2013年10月7日にR/D (Record of Discussion) を締結し、2014年1月～2017年12月の期間で協力を実施中である。

今回実施する中間レビュー調査は、LGDと合同で本プロジェクトのこれまでの投入、各活動とその結果を確認し、成果指標及び目標の達成度の現状を整理・分析する。その結果を踏まえ、今後のプロジェクト期間における残された課題及び今後の方向性について確認し、必要に応じ、評価指標の整理・具体化を含むPDM改訂(案)を検討する。これを合同中間レビュー報告書(英文)に取りまとめ、合同調整委員会(JCC)等で説明し、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

また、本業務従事者は報告書(案)全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年2月中旬～2月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、各種議事録、成果品及びガバナンス・プログラム関連文書等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他バングラデシュ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④ 本調査期間中に現地従事計画がない専門家(「地方行政能力強化戦略」「開発計画」「コミュニティ開発2」(予定))につき、事前にインタビューを行う。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年2月下旬～3月中旬)

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ バングラデシュ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ バングラデシュ国ガバナンス・プログラムにおける地方行政分野及び本プロジェクトの位置づけに係る議論に参加し、整理に協力する。
- ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びバングラデシュ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑦ 調査結果や他団員及びバングラデシュ側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じてPDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑧ 合同中間レビュー報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑨ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑩ JCC等へ参加し、評価報告書の概要を発表する。
- ⑪ 現地調査結果のJICAバングラデシュ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2016年3月中旬～2016年3月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - (ア) 帰国報告会に出席、調査結果について報告する。

(イ) 中間レビュー調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は(1)及び(2)とする。

- (1) 中間レビュー調査報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年2月27日～3月12日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)

また、本中間レビュー実施期間中に現地に滞在予定のプロジェクトチームの専門家は、次のとおりです。

「総括」「財政管理」「コミュニティ開発1」「研修計画/啓発活動/業務調整」

③ 便宜供与内容

JICA Bangladesh事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし(但し、地方部での聞取り時に必要があれば配置予定)
- オ) 現地日程のアレンジ
機構にてアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内/JICA Bangladesh事務所の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム(TEL:03-5226-6915)にて配布します。

- ・「地方都市基礎情報収集調査」報告書

・本プロジェクトに関する以下の報告書

-詳細計画策定調査報告書

-業務計画書・業務進捗報告書・業務完了報告書（第1年次）、各種成果品（戦略ドラフト等）

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA Bangladesh 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上